

新しい学習指導要領における主な記述等

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（平成28年12月21日中央教育審議会答申）
 （「主権者教育」関連部分抜粋）

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

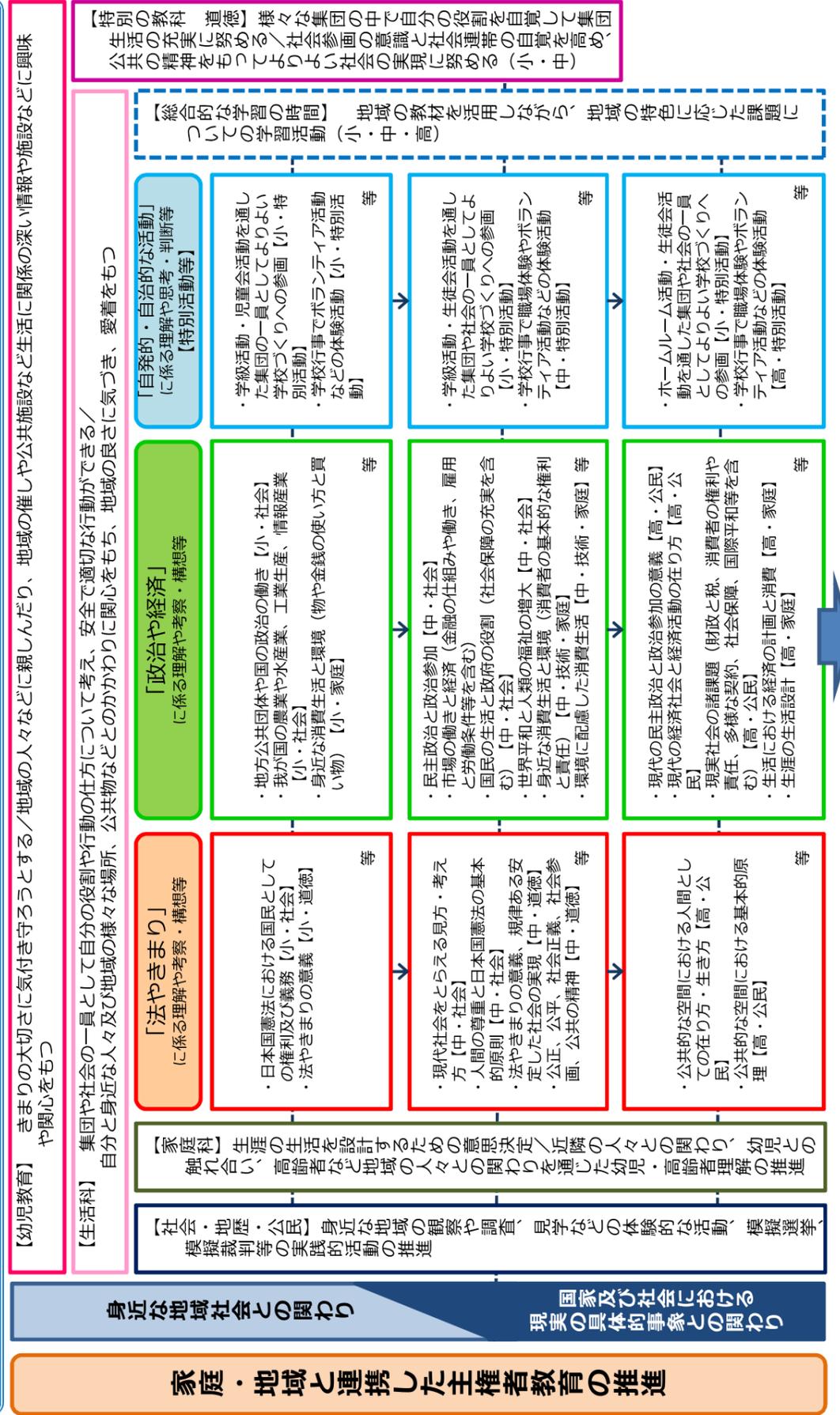
（主権者として求められる資質・能力）

- 議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。
- また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。
- こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である（別紙5参照）。これらの力を教科横断的な視点で育てることができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。
- これらの力を育てていくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的な事象を取り扱っていくことが求められる。
- その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待される。
- また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待される。

主権者として必要な力を育む教育のイメージ

教科等横断的な視点から教育課程を編成

＜主権者として必要な資質・能力＞
 社会の基本原則となる法やきまりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその他の複合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力



主権者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

小学校

本資料は、小学校学習指導要領における「主権者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご利用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社会科	特別の教科 道徳	特別活動
<p>(第3学年)</p> <p>(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(7)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕</p> <p>(4) 市の様子の移り変わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(7)の「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、租税の役割に触れること。〕</p> <p>(第4学年)</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(4) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(4)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕</p> <p>(3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。</p> <p>〔※アの(7)及びイの(7)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。〕</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(第5学年)</p> <p>(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(4) 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>〔※イの(7)及び(4)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(7) 生産物の種類や分布、生産量の変化、輸入など外国との関わりなどに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(3) 我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(4) 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。</p> <p>(4) 貿易や運輸は、原材料の確保や製品の販売などにおいて、工業生産を支える重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(4) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>〔※イの(7)及び(4)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(7) 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(4) 我が国の産業と情報との関わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(4) 大量の情報や情報通信技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。</p> <p>(4) 聞き取り調査をしたり映像や新聞などの各種資料で調べたりして、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>〔※アの(4)及びイの(4)については、情報や情報技術を活用して発展している販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げること。その際、産業と国民の立場から多角的に考えて、情報化の進展に伴う産業の発展や国民生活の向上について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(7) 情報を集め発信するまでの工夫や努力などに着目して、放送、新聞などの産業の様子を捉え、それらの産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(4)及び(7)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。〕</p> <p>(第6学年)</p> <p>(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基いていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>〔※アの(7)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと。その際、イの(7)に関わって、国民として政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>〔※「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。〕</p> <p>(4) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。</p> <p>〔※アの(4)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。〕</p> <p>(7) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(7)の「国会」については、国民との関わりを指導する際には、各々の国民の祝日に関心をもち、我が国の社会や文化における意義を考えることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(4) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p>	<p>第2 C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>[規則の尊重]</p> <p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p> <p>[公正、公平、社会正義]</p> <p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>自分の好き嫌いとらわれないで接すること。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。</p> <p>[勤労、公共の精神]</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。</p> <p>[よりよい学校生活、集団生活の充実]</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくることと、様々な集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。</p> <p>第3 2 (6) (略) また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。(略)</p>	<p>第2 (学級活動)</p> <p>2 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p> <p>イ 学級内の組織づくりや役割の自覚</p> <p>学級生活の充実や向上のため、児童が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解</p> <p>清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。</p> <p>(児童会活動)</p> <p>2 (1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営</p> <p>児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</p> <p>(学校行事)</p> <p>2 (5) 勤労生産・奉仕の行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p> <p>第3 1 (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。</p> <p>2 (1) 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。</p>
	主権者として理解しておくことが求められる現代的課題 (例) (消費者の役割)	
	家庭科	
	<p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) 物や金銭の使い方と買物</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。</p> <p>〔※(1)のアの(7)については、売買契約の基礎について触れること。〕</p> <p>(4) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。</p>	

主権者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

中学校

本資料は、中学校学習指導要領における「主権者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社会科	特別の教科 道徳
<p>(公民的分野) B 私たちと経済 (2) 国民の生活と政府の役割 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。 (イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。 イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 市場の動きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。 (イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意味について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 民主政治と政治参加 対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。 (イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。 (ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。 【※(2)のアの(ウ)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。】 (I) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。 イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>(地理的分野) C 日本の様々な地域 (4) 地域の在り方 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。 (イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>(歴史的分野) B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 世界の古代文明や宗教のおこり 世界の古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。 【※(略)また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。】</p> <p>C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き 欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。 【※(1)のアの(7)の「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。】 (ウ) 議会政治の始まりと国際社会との関わり 自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを基に、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的な地位が向上したことを理解すること。 (イ) 第一次世界大戦前後の国際情勢と大衆の出現 第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを基に、第一次世界大戦後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 工業化の進展と政治や社会の変化、明治政府の諸改革の目的、議会政治や外交の展開、近代化がもたらした文化への影響、経済の変化の政治への影響、戦争に向かう時期の社会や生活の変化、世界の動きと我が国との関連などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(7)から(イ)までについて近代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 現代の日本と世界 ア 次のような知識を身に付けること。 (7) 日本の民主化と冷戦下の国際社会 冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを基に、第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。 【※(2)のアの(7)の「我が国の民主化と再建の過程」については、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるように】 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (7) 諸改革の展開と国際社会の変化、政治の展開と国民生活の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(7)及び(イ)について現代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>第2 C. 主として集団や社会との関わりに関すること 【遵法精神、公德心】 法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。 【公正、公平、社会正義】 正義と公平さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。 【社会参画、公共の精神】 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。 【勤労】 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。 【よりよい学校生活、集団生活の充実】 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。 【郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度】 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。 【我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度】 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。</p> <p>第3 (6) (略) また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。(略)</p> <p style="text-align: center;">特別活動</p> <p>第2 (学級活動) (2) (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 学級生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成 社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。 (生徒会活動) (2) (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。 (学校行事) (2) (5) 勤労生産・奉仕的行事 勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p> <p>第3 1 (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。</p>
	主権者として理解しておくことが求められる現代的課題 (例) (科学技術の利用の在り方)
理科	技術・家庭科
<p>(第1分野) (7) 科学技術と人間 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (イ) 自然環境の保全と科学技術の利用 ⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> <p>(第2分野) (7) 自然と人間 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (イ) 自然環境の保全と科学技術の利用 ⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p>	<p>(技術分野) A 材料と加工の技術 (3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。 B 生物育成の技術 (3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。 C エネルギー変換の技術 (3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。 D 情報の技術 (4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>
主権者として理解しておくことが求められる現代的課題 (例) (消費者としての責任ある消費行動)	
技術・家庭科	
<p>(家庭分野) C 消費生活・環境 【※(1)及び(2)については、内容の「A 家族・家庭生活」又は「B 衣食住の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。】 (1) 金銭の管理と購入 【※(1)については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの(7)については、クレジットなどの三者間契約についても扱うこと。】 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。 (イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。 イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。 (2) 消費者の権利と責任 ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。 イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p>	

国語科における系統表（関係箇所抜粋）

【知識及び技能】

(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項

	(小学校)第1・2学年	(小学校)第3・4学年	(小学校)第5・6学年	(中学校)第1学年	(中学校)第2学年	(中学校)第3学年
	(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。			(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
文や文章	カ 文の中における主語と述語との関係に気付くこと。	カ 主語と述語との関係、修飾と被修飾との関係、指示する語句と接続する語句の役割、段落の役割について理解すること。	カ 文の中での語句の係り方や語順、文と文との接続の関係、話や文章の構成や展開、話や文章の種類とその特徴について理解すること。	エ 単語の類別について理解するとともに、指示する語句と接続する語句の役割について理解を深めること。	オ 単語の活用、助詞や助動詞などの働き、文の成分の順序や照応など文の構成について理解するとともに、話や文章の構成や展開について理解を深めること。	ウ 話や文章の種類とその特徴について理解を深めること。
	(高等学校)現代の国語	(高等学校)言語文化	(高等学校)論理国語	(高等学校)文学国語	(高等学校)国語表現	(高等学校)古典探究
	(1) 言葉の特徴や使い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。					
文や文章	オ 文、話、文章の効果的な組立て方や接続の仕方について理解すること。	エ 文章の意味は、文脈の中で形成されることを理解すること。	ウ 文や文章の効果的な組立て方や接続の仕方について理解を深めること。 エ 文章の種類に基づく効果的な段落の構造や論の形式など、文章の構成や展開の仕方について理解を深めること。	ウ 文学的な文章やそれに関する文章の種類や特徴などについて理解を深めること。	エ 実用的な文章などの種類や特徴、構成や展開の仕方などについて理解を深めること。	イ 古典の作品や文章の種類とその特徴について理解を深めること。 ウ 古典の文の成分の順序や照応、文章の構成や展開の仕方について理解を深めること。

(2) 情報の扱い方に関する事項

	(小学校)第1・2学年	(小学校)第3・4学年	(小学校)第5・6学年	(中学校)第1学年	(中学校)第2学年	(中学校)第3学年
	(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。			(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
情報と情報との関係	ア 共通、相違、事柄の順序など情報と情報との関係について理解すること。	ア 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心など情報と情報との関係について理解すること。	ア 原因と結果など情報と情報との関係について理解すること。	ア 原因と結果、意見と根拠など情報と情報との関係について理解すること。	ア 意見と根拠、具体と抽象など情報と情報との関係について理解すること。	ア 具体と抽象など情報と情報との関係について理解を深めること。
情報の整理		イ 比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと。	イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと。	イ 比較や分類、関係付けなどの情報の整理の仕方、引用の仕方や出典の示し方について理解を深め、それらを使うこと。	イ 情報と情報との関係の様々な表し方を理解し使うこと。	イ 情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。
	(高等学校)現代の国語	(高等学校)言語文化	(高等学校)論理国語	(高等学校)文学国語	(高等学校)国語表現	(高等学校)古典探究
	(2) 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。					
情報と情報との関係	ア 主張と論拠など情報と情報との関係について理解すること。 イ 個別の情報と一般化された情報との関係について理解すること。		ア 主張とその前提や反証など情報と情報との関係について理解を深めること。			
情報の整理	ウ 推論の仕方を理解し使うこと。 エ 情報の妥当性や信頼性の吟味の仕方について理解を深め使うこと。 オ 引用の仕方や出典の示し方、それらの必要性について理解を深め使うこと。		イ 情報を重要度や抽象度などによって階層化して整理する方法について理解を深め使うこと。 ウ 推論の仕方について理解を深め使うこと。			

〔思考力、判断力、表現力等〕

A 話すこと・聞くこと

		(小学校)第1・2学年	(小学校)第3・4学年	(小学校)第5・6学年	(中学校)第1学年	(中学校)第2学年	(中学校)第3学年
		(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。			(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。		
話し合うこと	話題の設定	ア 身近なことや経験したことなどから話題を決め、伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。	ア 目的を意識して、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を比較したり分類したりして、伝え合うために必要な事柄を選ぶこと。	ア 目的や意図に応じて、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を分類したり関係付けたりして、伝え合う内容を検討すること。	ア 目的や場面に応じて、日常生活の中から話題を決め、集めた材料を整理し、伝え合う内容を検討すること。	ア 目的や場面に応じて、社会生活の中から話題を決め、異なる立場や考えを想定しながら集めた材料を整理し、伝え合う内容を検討すること。	ア 目的や場面に応じて、社会生活の中から話題を決め、多様な考えを想定しながら材料を整理し、伝え合う内容を検討すること。
	情報の収集						
	内容の検討						
	話し合いの進め方の検討	オ 互いの話に関心をもち、相手の発言を受けて話をつなぐこと。	オ 目的や進め方を確認し、司会などの役割を果たしながら話し合い、互いの意見の共通点や相違点に着目して、考えをまとめること。	オ 互いの立場や意図を明確にしながらか計画的に話し合い、考えを広げたりまとめたりすること。	オ 話題や展開を捉えながら話し合い、互いの発言を結び付けて考えをまとめること。	オ 互いの立場や考えを尊重しながら話し合い、結論を導くために考えをまとめること。	オ 進行の仕方を工夫したり互いの発言を生かしたりしながら話し合い、合意形成に向けて考えを広げたり深めたりすること。
	考えの形成						
共有							

		(高等学校)現代の国語	(高等学校)言語文化	(高等学校)論理国語	(高等学校)文学国語	(高等学校)国語表現	(高等学校)古典探究
		(1) 話すこと・聞くことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。					
話し合うこと	話題の設定	ア 目的や場に応じて、実社会の中から適切な話題を決め、様々な観点から情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。				ア 目的や場に応じて、実社会の問題や自分に関わる事柄の中から話題を決め、他者との多様な交流を想定しながら情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。	
	情報の収集						
	内容の検討						
	話し合いの進め方の検討	オ 論点を共有し、考えを広げたり深めたりしながら、話し合いの目的、種類、状況に応じて、表現や進行など話し合いの仕方や結論の出し方を工夫すること。					キ 互いの主張や論拠を吟味したり、話し合いの進行や展開を助けたりするために発言を工夫するなど、考えを広げたり深めたりしながら、話し合いの仕方や結論の出し方を工夫すること。
	考えの形成						
共有							

高等学習指導要領（平成30年3月告示）及び解説の主な記述（抜粋）

総合的な探究の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。

【高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編】

(2) 考えるための技法の例と活用の仕方

学習指導要領においては、「考えるための技法」がどのようなものか具体的に列挙して示すことはしていない。各学校において、総合的な探究の時間だけでなく、各教科・科目等において、どのような「思考力、判断力、表現力等」を養いたいかということを踏まえつつ、生徒の実態に応じて活用を図ることが期待される。

ここでは、学習指導要領において、各教科・科目等の目標や内容の中に含まれている思考・判断・表現に係る「考えるための技法」につながるものを分析し、概ね中学校段階において活用できると考えられるものを例として整理した。高等学校においては、こうした「考えるための技法」が自在に活用できるものとして身に付くことが期待されている。

これらはあくまで例示であると同時に、漏れなく重なりなく列挙するものではなく、関わり合うものである。例えば、複数の対象同士を比較する場合には、一旦共通点のあるもの同士を分類した上で比較することになる。また例えば、最初は共通点が見いだせなかった対象同士について、それぞれを「多面的に見て」複数の特徴を書き出していく中で、関連付けることが可能になるということもある。なお、ここでいう対象は、具体的な物や事象であったり、知識や情報であったり、探究の過程の中で出てくる考えであることもある。

- 順序付ける
 - ・ 複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える。
- 比較する
 - ・ 複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする。
- 分類する
 - ・ 複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる。

- 関連付ける
 - ・ 複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける。
 - ・ ある対象に関係するものを見付けて増やしていく。
- 多面的に見る・多角的に見る
 - ・ 対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする。
- 理由付ける（原因や根拠を見付ける）
 - ・ 対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする。
- 見通す（結果を予想する）
 - ・ 見通しを立てる。物事の結果を予想する。
- 具体化する（個別化する、分解する）
 - ・ 対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする。
- 抽象化する（一般化する、統合する）
 - ・ 対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする。
- 構造化する
 - ・ 考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する。

<中略>「考えるための技法」を可視化して使うことには次のような意義があると考えられる。

一つには、教科・科目等を越えて、生徒の思考を助けることである。抽象的な情報を扱うことが苦手の生徒にとっては、それを書き出すことで思考がしやすくなる。例えば、各学校で共通のワークシート等を使用することが、各教科・科目等における思考力、判断力、表現力等を育成する上でも有効であると考えられる。

二つには、協働的な学習、対話的な学習がしやすくなるということである。紙などで可視化することにより、複数の生徒で情報の整理、分析を協働して行いやすくなる。

三つには、学習の振り返りや指導の改善に活用できるということである。一人一人の生徒の思考の過程を可視化することにより、その場で教師が助言を行ったり、生徒自身が単元の終わりに探究の過程を振り返ったりすることに活用できる。

あわせて、こうしたツールを活用すること自体が目的化しないようにすることも重要である。<後略>

第3節 公 民

第2款 各 科 目

第1 公 共

1 目 標

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

2 内 容

A 公共の扉

- (1) 公共的な空間を作る私たち

公共的な空間と人間との関わり、個人の尊厳と自主・自律、人間と社会の多様性と共通性などに着目して、社会に参画する自立した主体とは何かを問い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方を探求する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (ア) 自らの体験などを振り返ることを通して、自らを成長させる人間としての在り方生き方について理解すること。

- (イ) 人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在であることについて理解すること。

- (ウ) 自分自身が、自主的によりよい公共的な空間を作り出し、いこうとする自立した主体になることが、自らのキャリア形成とともによりよい社会の形成に結び付くことについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 社会に参画する自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、地域社会などの様々な集団の一員として生き、他者との協働により当事者として国家・社会などの公共的な空間を作る存在であることについて多面的・多角的に考察し、表現すること。

- (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方

主体的に社会に参画し、他者と協働することに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 選択・判断の手掛かりとして、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて理解すること。

- (イ) 現代の諸課題について自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすことに向け、(ア)に示す考え方を活用することを通して、行為者自身の人間としての在り方生き方について探求することが、よりよく生きていく上で重要であることについて理解すること。

- (ウ) 人間としての在り方生き方に関わる諸資料から、よりよく生きる行為者として活動するために必要な情報を収集し、読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

- (ア) 倫理的価値の判断において、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方と、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などを活用し、自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすことに向け、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、人間としての在り方生き方を多面的・多角的に考

察し、表現すること。

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 公共的な空間における基本的原理について、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、個人と社会との関わりにおいて多面的・多角的に考察し、表現すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

(イ) 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるもので

あることについて理解すること。

(ウ) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること。

(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) アの(ア)から(ウ)までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

持続可能な地域、国家・社会及び国際社会づくりに向けた役割を担う、公共の精神をもった自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、現代の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見だし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習の成果を生かすこと。

イ 中学校社会科及び特別の教科である道徳、高等学校公民科に属する

他の科目、この章に示す地理歴史科、家庭科及び情報科並びに特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 第1章第1款の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、この科目の特質に応じて適切な指導をすること。

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア この科目の内容の特質に応じ、学習のねらいを明確にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り、社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図るようにすること。また、生徒が他者と共に生きる自らの生き方に関わって主体的・対話的に考察、構想し、表現できるよう学習指導の展開を工夫すること。

イ この科目においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の充実の観点から、特別活動などと連携し、自立した主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められることに留意すること。

ウ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、小・中学校社会科などで鍛えられた見方・考え方に加え、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現実社会の諸課題と関連付けながら具体的事例を通して社会的事象等についての理解を深め、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすること。

エ 科目全体を通して、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力を養うとともに、考察、構想したことを説明したり、論拠を基に自分の意見を説明、論述させたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考察、構想させる場合には、資料から必要な情報を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

オ 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。

(7) この科目の導入として位置付け、(1)、(2)、(3)の順序で取り扱うものとし、B及びCの学習の基盤を養うよう指導すること。その際、Aに示した事項については、B以降の学習においても、それらを踏まえて学習が行われるよう特に留意すること。

(4) Aに示したそれぞれの事項を適切に身に付けることができるよう、指導のねらいを明確にした上で、今まで受け継がれてきた我が国の文化的蓄積を含む古今東西の先人の取組、知恵などにも触れること。

(ウ) (1)については、アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項との関連において、学校や地域などにおける生徒の自発的、自治的な活動やBで扱う現実社会の事柄や課題に関わる具体的な場面に触れ、生徒の学習意欲を喚起することができるよう工夫すること。その際、公共的な空間に生きる人間は、様々な集団の一員としての役割を果たす存在であること、伝統や文化、宗教などを背景にして現代の社会が成り立っていることについても触れること。また、生涯における青年期の課題を人、集団及び社会との関わりから捉え、他者と共に生きる自らの生き方についても考察できるよう工夫すること。

(エ) (2)については、指導のねらいを明確にした上で、環境保護、生命倫理などの課題を扱うこと。その際、Cで探究する課題との関わりに留意して課題を取り上げるようにすること。

(オ) (3)については、指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること。「人間の尊厳と平等、個人の尊重」については、男女が共同して社会に参画することの重要性についても触れること。

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(7) アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項は学習の順序を示すものではなく、イの(ア)において設定する主題については、生徒の理解のしやすさに応じ、学習意欲を喚起することができるよう創意工夫した適切な順序で指導すること。

(4) 小学校及び中学校で習得した知識などを基盤に、Aで身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現実社会の諸課題に関わり設定した主題について、個人を起点に他者と協働して多面的・多角的に考察、構想するとともに、協働の必要な理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深めることができるようにすること。その際、生徒の学習意欲を高める具体的な問いを立て、協働して主題を追究したり解決したりすることを通して、自立した主体としてよりよい社会の形成に参画するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという観点から、生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げること。

(ウ) 生徒や学校、地域の実態などに応じて、アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項において主題を設定すること。その際、主題に関わる基本的人権の保障に関連付けて取り扱ったり、自立した主体となる個人を支える家族・家庭や地域などにあるコミュニティに着目して、世代間の協力、協働や、自助、共助及び公助などによる社会的基盤の強化などと関連付けたりするなどして、主題を追究したり解決したりできるようにすること。また、指導のねらいを明確にした上で、現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりすること。

(エ) アの(ア)の「法や規範の意義及び役割」については、法や道德などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと。「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。「司法参加の意義」については、裁判員制度についても扱うこと。

(オ) アの(イ)の「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」については関連させて取り扱い、地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の涵養に向けて、民主政治の推進における選挙の意義について指導すること。「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」及び「我が国の安全保障と防衛」については、国際法と関連させて取り扱うこと。「国際貢献」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても扱うこと。

(カ) アの(ウ)の「職業選択」については、産業構造の変化やその中での起業についての理解を深めることができるようにすること。「雇用と労働問題」については、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと。「財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」については関連させて取り扱い、国際比較の観点から、我が国の財政の現状や少子高齢社会など、現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと。「金融の働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であることとの理解を基に、金融を通じた経済活動の活性化についても触れる

こと。「経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）」については、文化や宗教の多様性についても触れ、自他の文化などを尊重する相互理解と寛容の態度を養うことができるよう留意して指導すること。

(キ) アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

キ 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) この科目のまとめとして位置付け、社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、Aで身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理などを活用するとともに、A及びBで扱った課題などへの関心を一層高めるよう指導すること。また、個人を起点として、自立、協働の観点から、多様性を尊重し、合意形成や社会参画を視野に入れながら探究できるよう指導すること。

(イ) 課題の探究に当たっては、法、政治及び経済などの個々の制度にとどまらず、各領域を横断して総合的に探究できるよう指導すること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象等の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。
 - (2) 各科目の履修については、全ての生徒に履修させる科目である「公共」を履修した後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。その際、「公共」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。
 - (3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的な事象等の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、現実社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。
 - (2) 諸資料から、社会的な事象等に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、現代の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、考察、構想の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。
 - (3) 社会的な事象等については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観

的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないよう留意すること。

- (4) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮すること。
- 3 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

第5章 特別活動

第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

【ホームルーム活動】

1 目標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画
 - ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。
 - イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚
ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。

【生徒会活動】

1 目標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

- (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

- (3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

【学校行事】

1 目標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内容

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、

主体的に考えて実践できるよう指導する。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。